

国立大学法人滋賀医科大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成16年4月1日制定

平成29年12月1日改正

本学に法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。）」（以下情報公開法という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1. 個人情報（情報公開法第5条第1号）

- ① 個人に関する情報であつて、特定個人を識別できる情報
- ② 個人の権利利益（名誉，感情などを含む）を害するおそれがある情報

例1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等

2) 人事選考関係資料（氏名，履歴等）

3) 健康診断・カウンセリングの記録

4) 懲戒処分関係情報（氏名，懲戒内容等）

5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。），成績，教育・生活相談等の記録，卒業後の就職先等）

6) 推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料

7) 学生指導関係文書

8) 進路指導関係文書（本人アンケート，面接メモ等）

9) 公表前の卒業論文，修士論文，博士論文

ただし，次に掲げる情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているもの

例1) 研究者総覧

2) 叙勲・褒賞受賞者名簿

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認

められるもの

例) 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要であると認められるもの

ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

例) 職名(庶務課長、人事係長等)

1の2. 非識別加工情報(情報公開法第5条第1の2号)

① 国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程第2条第8項に規定する本学非識別加工情報

② 本学非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した、特定の個人を識別することができる記述等(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は個人識別符号

2. 法人等情報(情報公開法第5条第2号)

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報

① 当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

例1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

2) 工事請負者施工成績一覧

②-1 公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの。

-2 公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的と認められるもの。

例1) 企画立案の資料で公にしないとの条件が付されたもの

2) アンケートの回答で公にしないとの条件が付されたもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ

ると認められる情報は開示する。

3. 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，次に掲げるもの

① 率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

例1) 報告，答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 学部，学科等改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考記録（採用，昇任等）

② 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

例) 入試制度改革素案（出題科目変更案等）

③ 特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

例1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）

2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4. 事務又は事業の支障等情報（情報公開法第5条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることによって当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

① 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

② 犯罪の予防，鎮圧，捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

例1) 麻薬，毒物，劇物等の毒性，危険性，病原性等の強い物質の受払い，保管に関する情報

2) ID，パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

③ 監査，検査，取締り，試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，又は違法・不当な行為を容易に発見しにくくするおそれがあるもの

例1) 学部入試，推薦入試，大学院入試等の出題者名簿

2) 入試制度改革関係資料

- ④ 契約、交渉、又は訴訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

例1) 入札前の予定価格、積算内訳書

2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの。

例) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、不採択のもの

- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

例1) 人事異動原案

2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料

3) 勤務評定関係記録

- ⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

5. 法人文書の存否に関する情報（情報公開法第8条）

法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになる情報は、存否を明らかにしないで、請求を拒否できる。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。